



# 島根県報

平成21年1月20日（火）

第2,052号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 政 策 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(       "       )	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(       "       )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(       "       )	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(       "       )	3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	4
土地収用法の規定による事業の認定	(       "       )	4

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	5
---------------	-------------	---

### 【教委告示】

島根県指定無形文化財の保持者の認定の解除	(文 化 財 課)	6
島根県指定史跡の指定の解除（8件）	(       "       )	6

**告 示****島根県告示第32号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 1 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 あい歯科クリニック	出雲市矢野町160番地 1	平成21年 1 月 5 日
くらたこどもクリニック	松江市東朝日町小浜232-10	平成20年12月25日
佐田診療所	出雲市佐田町反辺1370-9	平成20年12月10日

**島根県告示第33号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 1 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
河原医院	出雲市平田町1030番地 1	平成20年12月 1 日

**島根県告示第34号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 1 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 聖徳福祉会	松江市浜佐田町125番地	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	グループホームひ さご苑	松江市浜佐田町 125番地	平成20年 9 月 17 日
有限会社 三 澤工業	仁多郡奥出雲町小馬 木802番地 4	福祉用具貸与	ライフサポート こまわりsun	仁多郡奥出雲町小 馬木802番地 4	平成20年12月15日
有限会社 三 澤工業	仁多郡奥出雲町小馬 木802番地 4	介護予防福祉用 具貸与	ライフサポート こまわりsun	仁多郡奥出雲町小 馬木802番地 4	平成20年12月15日
有限会社 三 澤工業	仁多郡奥出雲町小馬 木802番地 4	特定福祉用具販 売	ライフサポート こまわりsun	仁多郡奥出雲町小 馬木802番地 4	平成20年12月15日
有限会社 三 澤工業	仁多郡奥出雲町小馬 木802番地 4	特定介護予防福 祉用具販売	ライフサポート こまわりsun	仁多郡奥出雲町小 馬木802番地 4	平成20年12月15日

社会福祉法人 高田会	隠岐郡隠岐の島町都 万1791-1	介護予防訪問介 護	住吉ホームヘルプ ステーション	隠岐郡隠岐の島町 都万1791-1	平成20年10月1日
社会福祉法人 高田会	隠岐郡隠岐の島町都 万1791-1	認知症対応型共 同生活介護	隠岐の島町認知症 高齢者グループホ ーム みのりの家	隠岐郡隠岐の島町 都万2472-3	平成20年8月1日
社会福祉法人 高田会	隠岐郡隠岐の島町都 万1791-1	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	隠岐の島町認知症 高齢者グループホ ーム みのりの家	隠岐郡隠岐の島町 都万2472-3	平成20年8月1日
医療法人 古 沢整形外科医 院	松江市上乃木七丁目 6番1号	居宅介護支援事 業	訪問看護・介護ス テーションすずら ん	松江市上乃木七丁 目5-16	平成20年11月1日

## 島根県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島 町城北町1	認知症対応型共 同生活介護	隠岐の島町認知 症高齢者グルー プホーム みの りの家	隠岐郡隠岐の島 町都万2472-3	平成20年7月31日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島 町城北町1	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	隠岐の島町認知 症高齢者グルー プホーム みの りの家	隠岐郡隠岐の島 町都万2472-3	平成20年7月31日
社会福祉法人 花 の村	江津市後地町821 番地	福祉用具貸与	福祉用具貸与事 業所 合歓の郷	江津市後地町821 番地	平成20年12月31日
社会福祉法人 花 の村	江津市後地町821 番地	介護予防福祉用 具貸与	福祉用具貸与事 業所 合歓の郷	江津市後地町821 番地	平成20年12月31日

## 島根県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年1月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更 年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
医療法人 仁寿会	邑智郡川本町 大字川本383 番地1	居宅療養管理指導	仁寿かわも と診療所	邑智郡川本町 大字川本376-	邑智郡川本町 大字川本376-	平成20年4月9 日
		介護予防居宅療養管理指導		4、376-7	4	

## 島根県告示第37号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年1月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成16年度～20年度	21枚	1冊	東津田⑤地区	平成21年1月13日

## 島根県告示第38号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成21年1月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 起業者の名称

出雲市

## 2 事業の種類

出雲阿國座（仮称）整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

島根県出雲市大社町杵築東地内

## (2) 使用の部分

島根県出雲市大社町杵築東地内

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「出雲阿國座（仮称）整備事業」（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、国庫補助金及び起債等により予算措置を講じており、同市議会の承認を得ていることから本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 今回整備する「出雲阿国座（仮称）」は、大社門前町における、歌舞伎をはじめとした古典芸能の公演や日本文化の継承に取り組む全国の各種芸能団体の活動拠点となりうる施設を目指している。

具体的には、地域や世代を超えた交流拠点として地域の活性化につなげ、出雲大社周辺に点在している主要観光スポットとの連携を図り、地域住民と来訪者の交流を行うこととしている。

更に、「出雲阿国座（仮称）」は集客力の高い公演の開催や観光客向け商品の開発により、年間十数万人の来場者を見込んでおり、事業運営に関わる消費効果はもとより、これら来場者の飲食や買物、宿泊などの消費活動による経済効果と、これに伴う雇用創出や新たな土産物、食の開発などあらゆる方面での波及効果も期待されるなど、本件事業施行による公共的利益は相当程度見込まれると考えられる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地内には特別に保全すべき動植物は見られず、また、既知の文化財も存しないことから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

出雲市大社町杵築東地区は、年間約200万人が訪れる山陰随一の観光スポットである出雲大社がありながら、近年はそのほとんどが大型バス又は自家用車利用により参拝を行うのみの通過型観光地となっている。

また、歌舞伎の創始者である出雲阿国の生誕地であり、全国のみならず広く世界に誇れる日本の伝統文化に深いつながりがあるにも関わらず、その情報発信ができる拠点施設がなく、地域の持つ魅力を十分に生かせていない現状がある。

このような状況の中、出雲市では同市の総合振興計画（21世紀出雲のグランドデザイン）の中で「21世紀出雲神話観光大国の創造」プロジェクトとして、交流人口1,000万人の「神話観光大国」を目指し、大社門前町の街路整備、市道美化、出雲大社周辺の電線類地中化や建物修景整備などの事業を進めている。

その中でも、本件事業は、地域に息づく古典文化の伝承、情報発信など多目的に活用できる地域交流と観光振興の拠点施設を整備し、同市における観光のシンボルである大社門前町の集客機能を高めるとともに、地域の賑わいと、新たな雇用の創出を目的としているところであり、本件事業を施行せず現状のままであれば、後世への地域文化や伝統芸能の伝承が難しくなるとともに、出雲大社への観光客減少や門前町全体の衰退が一層進むことが予想される状況に鑑みると、本件事業を早期に施行する必要性が認められる。

なお、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要な最小限の範囲内であると認められる。

さらに収用の範囲は恒久的に利用する起業地の範囲内にあり、それ以外は使用としているところから合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

## (5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所都市整備部大社門前町整備課

**公 告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

簸川郡斐川町大字学頭字七日市灘1817-1、1817-3、1817-7～9、1817-14、1818-1、1818-2、1818-4、1818-5  
1818-9、1818-21の一部

面積 4,763.95平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

**教 育 委 員 会 告 示**

## 島根県教育委員会告示第1号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第20条第1項の規定により、昭和37年島根県教育委員会告示第4号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第10号で改正した次の文化財の保持者のうち次の2名が死亡したので、当該2名について同条例第21条第7項の規定により島根県指定無形文化財の保持者の認定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保持者	認定解除年月日
昭和37年島根県教育委員会告示第4号及び昭和47年島根県教育委員会告示第10号	工芸技術	広瀬絋	安来市広瀬町	松田フサオ 花谷初子	平成4年6月2日 平成6年1月12日

## 島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和42年島根県教育委員会告示第1号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、昭和44年文部省告示第198号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和42年島根県教育委員会告示第1号	史跡	大森銀山遺跡 銀山間歩 山吹城跡	大田市大森町	昭和44年4月14日

		代官所跡 および表門		
--	--	---------------	--	--

### 島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和42年島根県教育委員会告示第7号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、昭和44年文部省告示第328号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和42年島根県教育委員会告示第7号	史跡	森鷗外旧居	鹿足郡津和野町	昭和44年10月29日

### 島根県教育委員会告示第4号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和44年島根県教育委員会告示第2号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、昭和62年文部省告示第97号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和44年島根県教育委員会告示第2号	史跡	西周旧宅	鹿足郡津和野町	昭和62年 7月20日

### 島根県教育委員会告示第5号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和41年島根県教育委員会告示第7号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成11年文部省告示第153号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和41年島根県教育委員会告示第7号	史跡	造山第3号古墳	安来市荒島町	平成11年 7月13日

### 島根県教育委員会告示第6号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、平成4年島根県教育委員会告示第3号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成11年文部省告示第153号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
平成4年島根県教育委員会告示第3号	史跡	塩津1号墳	安来市荒島町	平成11年7月13日

## 島根県教育委員会告示第7号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和45年島根県教育委員会告示第11号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成16年文部科学省告示第142号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和45年島根県教育委員会告示第11号	史跡	三宅御土居跡	益田市三宅町	平成16年9月30日

## 島根県教育委員会告示第8号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和47年島根県教育委員会告示第6号で指定した文化財の一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成16年文部科学省告示第142号をもって史跡に指定され、当該指定部分について同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので、同告示中

「

同	七尾城跡 付 妙義寺境内	益田市大字益田2634ノ1 2634ノ2、2634ノ3、2634ノ4、2634ノ5、2634ノ6、 2634ノ7、2634ノ8、2634ノ9 2634ノ10 2634ノ11 2634ノ12 2634ノ13、2634ノ14 2634ノ15、2634ノ16 2634ノ17 2634ノ18 2634ノ19 2634ノ20、2634ノ21 2634ノ22 2634ノ23 2634ノ24 2634ノ25 2634ノ26 2634ノ27、2634ノ28	益田市 住吉神社  益田市 舟木泰子 舟木富蔵 寺戸久永 竹本源二 佐伯作太郎 斎藤幸子 河野稔 佐々木馬一 大庭栄喜 長谷川順一 大谷義喜 増野惣太郎 佐々木キクコ 寺戸和雄
---	-----------------	---	---

	2634ノ29	寺戸久永
	2634ノ30	大谷義喜
	2634ノ31	長谷川順一
	2634ノ32	河野章
	2634ノ33、2634ノ34	増野正人
	2634ノ35	住吉神社
	2634ノ36、2634ノ37、2634ノ38	益田市
	2634ノ39	寺戸久永
	2634ノ40、2634ノ41、2634ノ42	島根県
	2634ノ43	大島小助
	2634ノ44	城市靖二
	2634ノ45	山崎喜九美
	2634ノ52	波田地勘一 波田地茂三
	2028ノ3	益田市
	2028ノ4、2028ノ5、2028ノ6	妙義寺
	口2006	

」

を

「

同	七尾城跡 附 妙義寺境内	益田市七尾町口2634ノ43 口2634ノ44 口2634ノ45 口2634ノ52 口2006	大島小助 城市靖二 山崎喜九美 波田地勘一 波田地茂三 妙義寺
---	-----------------	---	--

」

に改める。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会告示第9号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和58年島根県教育委員会告示第3号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成18年文部科学省告示第4号をもって史跡に指定され、同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成21年 1月20日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和58年島根県教育委員会告示第3号	史跡	朝日たたら跡	出雲市佐田町	平成18年 1月26日